

(案)

かながわ 3 R 推進会議規約の一部改正について

1 改正 (案)

かながわ 3 R 推進会議規約

「かながわ 3 R 推進会議規約」の一部を次のように改正する。

第 7 条中、「3 部会の構成、庶務その他必要な事項は、会長が別に定める。」を追加し、「3 部会に部会長及び部会副会長を置き、部会の委員の中から互選により選出する。」及び「4 部会長及び部会副会長の職務並びに部会の会議については、第 6 条の規定を準用する。」を削除する。

第 7 条第 2 項中「団体等の委員」を「者」に改める。

附 則

この要領は、平成 28 年 月 日から施行する。

2 改正理由

新たな部会設置に伴い規約の整理を行う